

被災地域農業復興総合支援事業（農業者団体等事業）公募要領

第1 趣旨

この要領は、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）のうち被災地域農業復興総合支援事業の農業者団体等事業の事業実施主体の公募に当たって、次の要綱等に定めるもののほか、必要な事項を定める。

- 福島再生加速化交付金制度要綱（平成26年2月28日付け内閣府・各府省連名。）
- 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱（平成26年2月28日付け内閣府・各府省連名。）
- 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付要綱（農林水産省）（平成26年2月28日付け25食第200号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）
- 福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金交付要綱（農林水産省）（平成27年4月15日付け27食第10号農林水産事務次官依頼通知。）
- 福島県福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付要綱（農林水産関係）（平成27年4月1日付け26農第2924号農林水産部長通知。以下「県交付要綱」という。）
- 福島県福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）基金交付要綱（農林水産関係）（平成28年4月1日付け28農第193号農林水産部長通知。以下「県基金交付要綱」という。）
- 福島県被災地域農業復興総合支援事業（帰還・移住等環境整備）事務取扱要領（平成27年4月1日付け26農第2924号農林水産部長通知。以下「事務取扱要領」という。）
- その他補助金に係る法律・関係規則・通知等

第2 対象事業

対象事業は、早期の営農再開及び広域的な産地形成に結び付くものであり、かつ、交付要綱別添4別表1に定める取組とする。

第3 公募方法

県は、公募を開始する場合には、福島県農業振興課ホームページの掲載により周知するものとする。

第4 公募対象者

公募対象者は、交付要綱別添4第2に定める農業者の組織する団体とする。

第5 応募方法

応募者は、別に定める日までに、次に掲げる資料を電子メール又は郵送により別紙1に定める福島県農林事務所長を経由して知事へ提出するものとする。

- （1）応募申請書（別紙様式1）
- （2）事業実施計画チェックリスト（別紙様式2）
- （3）事業実施計画チェックリストに記載されている根拠資料等

第6 審査方法

県は、第5の規定により提出された応募書類について、被災地域農業復興総合支援事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)に諮り、交付要綱別添4第4の(2)に定める事業施方針に則したものであるか等を審査する。

- 2 県は、審査において、必要に応じて、応募者へ資料の修正や追加資料の提出、ヒアリングの対応を求めることができるものとする。資料の修正及び追加資料の提出を求められた応募者は、県が指定する期間内に適切に対応するものとする。
- 3 県は、審査に当たり、関係市町村に意見等を求めることができるものとする。
- 4 県は、県及び関係市町村から意見等があった場合には、福島県農林事務所長を経由して、応募者へ通知するものとする。
- 5 応募者は、3に基づく意見等が通知された場合には、県が指定する期間内に、適切に対応するものとする。
- 6 県は、2及び5において、応募者が期日までに適切に対応したことが認められない場合、審査を取りやめることができるものとする。
- 7 知事は、審査委員会の結果、適当と認められた事業について、予算の範囲内で事業を選定する。

第7 審査結果の通知

知事は、福島県農林事務所長を経由して、審査結果を全ての応募者に書面で通知するものとする。

- 2 選定通知は、補助金の交付決定を保証するものではない。
- 3 選定通知後の国、県による補助対象経費の精査の結果によって、補助金申請額からの減額や全額補助対象外となる場合がある。

第8 選定の通知以降の申請手続き

事業が選定された応募者は、県交付要綱、県基金交付要綱及び事務取扱要領等に基づき、申請手続きを進めるものとする。

別紙 1

福島再生加速化交付金（被災地域農業復興総合支援事業）の申請書類の提出先・問い合わせ先

1 申請書類の提出先・問い合わせ先

施設等の整備予定場所	書類提出先	電話番号	郵便番号	住所
川俣町	福島県県北農林事務所 農業振興普及部 農業振興課	024-521-2604	960-8760	福島市杉妻町 2 番 1 6 号
		電子メール	shinkouhukyu.af01@pref.fukushima.lg.jp	
田村市	福島県県中農林事務所 農業振興普及部 農業振興課	024-935-1308	963-8540	郡山市麓山 1 丁目 1 番地 1 号
		電子メール	shinkouhukyu.af02@pref.fukushima.lg.jp	
南相馬市、広野町、楡葉町、川内村、 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、 葛尾村、飯舘村	福島県相双農林事務所 農業振興普及部 農業振興課	0244-26-1148	975-0031	南相馬市原町区錦町 1 丁目 3 0 番地
		電子メール	shinkouhukyu.af06@pref.fukushima.lg.jp	

※福島県農林事務所の所管を超えて施設等を整備する場合は、主となる受益地を所管する農林事務所に提出するものとする。

2 事業全般に関する問い合わせ先

問い合わせ先	電子メール	電話番号
福島県農業振興課	nougyoushinkou@pref.fukushima.lg.jp	024-521-7336

別紙様式 1

令和 年 月 日

福島県知事

(〇〇農林事務所長経由)

所 在 地

名 称

代表者氏名

令和〇年度被災地域農業復興総合支援事業の応募について

被災地域農業復興総合支援事業（農業者団体等事業）公募要領第5の規定に基づき、資料を提出する。

被災地域農業復興総合支援事業の審査に係るチェックリスト

都道府県名： 福島県

市町村名： _____

事業名： _____

事業実施主体名： _____

地区名： _____

要望年度： 令和 年度 第 回

事業区分： 基金事業 ・ 単年度事業 （いずれかに○）

施設整備等計画

基幹事業	施設名	事業内容 (具体的な施設等の名称、能力、規模等)	運営する農業者団体等の名称	事業費 (千円)	負担区分(千円)				備考	用地
					国庫	都道府県	農業者団体等	その他		
○					0	0	0	0		
計				0	0	0	0	0		

記載要領等

1 事業計画書と同じ内容を記載すること。なお、機械や施設の導入・整備数が多い場合、機械ごとに受益面積や受益戸数などが分かれる場合は、「別添」で整理すること。

2 「施設名」欄には交付要綱別添4別表1の施設名を記入すること。

3 「備考」には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額●●円」と、同税額が無い場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には、計の欄に合計額「除税額●●円」と記入する。

4 「用地」欄は「○」(確定)、「未」(未定)、「無」(用地の必要のない場合)の別を記入すること。

根拠資料等

項目	内 容		根拠資料	備 考
事業計画書添付資料	実施要綱第4の5 添付資料等 ※様式指定	帰還・移住等環境整備事業等個票		根拠資料例に記載されていない資料があれば記載すること
		帰還・移住等環境整備事業等に要する費用の算出に係る基礎資料		
		帰還・移住等環境整備事業等工程表		
	根拠資料等	位置図 ※計画の区域、施設等の受益範囲、施工・設置場所等がわかる図面		
		導入施設等整理表(施設等名、処理能力、規模、参考価格)		
		施設・機械等規模決定根拠資料		
		設計図書、カタログ等		
		受益の積算が分かる資料(農地の場合、地番、営農者(地権者)、作付品目、面積等について、整備する施設等の耐用年数満了年度までの経過が分かるよう示すこと)		
		事業実施年度から整備等する施設の耐用年数満了年度までの収支計画書(収入(販売、補助金)、支出(資材費等、諸経費等))		
		事業実施主体となる団体等の定款、規約や構成員の状況がわかる資料及び直近2期分の決算書等の写し		
		施設利用計画書(年間の施設等の利用スケジュールがわかるもの。他の資料でわかる場合には省略可とする。)		
		施設等の運営に必要な人員の確保状況がわかる資料(未確保の場合には、具体的な確保に向けた取組・見通しがわかる資料)		
		広域的な産地の形成に向けた取組を説明した資料		
		本計画が組織として承認されていることがわかる資料(総会議事録等の写し)		
		自己負担の支払い能力を示す資料(自己負担の場合は残高証明書など、融資の場合は融資内定書など)		
		施設用地の確保状況がわかる資料(貸借契約書や土地売買契約書の写し、その他確保状況が分かる資料)		
		受益地がある市町村との調整状況が分かる資料(本事業の実施に係る打合せ記録等(用地や農地の確保や生産・出荷の連携に関する調整、その他調整を要する事項等の有無や内容について記載すること))		
		仕入れ・販売計画(加工施設の場合)		

※ 1 「根拠資料」欄には提出されたものに○を記入すること。

チェックリスト

項目	認定・決定基準		根拠資料名	確認結果		確 認 概 要 等 (説明は箇条書きで簡潔に)
	交付要綱別添4	内 容		実施主体	県	
趣旨	第1	施設等の整備が、早期の営農再開及び広域的な産地の形成に結び付くものとなっているか。				
実施主体	第2	整備する施設の受益農業従事者(農業(販売・加工等を含む。))の常時従事者(原則年間150日以上)が、5名以上であるか。				
		事業実施主体は1～6に規定される者であるか。				
目標	第3	広域的な産地形成に資する取組について明確に示しているか。				
事業内容	第4の1(2)	本事業と事業実施地区が重複する関連事業がある場合、両事業の整合は図られているか。				
	第4の1(3)	事業計画の作成に当たり、施設等の受益を含む市町村や受益範囲内の関係者等と十分な調整が行われているか。 (受益地がある市町村には事業計画について事前に説明し、必要な調整を実施しているか) (アンケート調査等による受益農家等の意向が施設利用計画に適切に反映されているか)				
	第4の2の(1)	整備する施設等は別表1に該当するものか。				
	Ⅱ(2)及び(12)	施設等は50万円以上で、かつ、必要最小限のものか。また、施設等の附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車であって低額なもの及びフォークリフト(回転アーム、プッシュブル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。)は含まれていないか。				
	Ⅱ(4)及び第4の4の(1)のアのウ)	施設等の能力及び規模が、受益者数、受益・地域の範囲等からみて適正であり、過大ではないか。 (受益者数、受益・地域の範囲等から推定される規模となっているか。県の機械導入計画等や導入機械等能力算出表からみて適正規模の機械の導入となっているか。利用頻度は適正か。近隣に類似施設等はないか。構成員所有の施設等活用可能な施設等はないか。等)				
		事業費の算出根拠は適正なものとなっているか。 (施設は、周辺地域での同種建設費との比較して適正なものか。見積書の内訳(単価、数量等)は適切に記載されているか。積算の内訳が不明なところはないか。見積書等の徴取時期等が妥当か。等)				
	Ⅱ(5)	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了したものを本事業に切り替えて実施するものとなっていないか。				
	Ⅱ(7)	施設等は、原則として、残存耐用年数がおおむね5年以上(中古農業用機械は2年以上)のものか。				
	Ⅱ(8)	軽トラックの導入、農機具格納庫のみの整備など目的外使用のおそれの多い施設等の整備ではないか。				

	Ⅱ (9)	既存の施設等(被災施設等を除く。)の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備すること(いわゆる更新)となっていないか。				
	Ⅱ (10)	施設等の設置に当たっては、立地場所の選定、当該施設等のデザイン、塗装等について、周辺景観との調和に配慮するものとなっているか。				
事業実施地区	第4の3	施設整備の場合、当該用地の使用、貸借、開発等の見込みは確認しているか。 (地権者との調整は完了しているか) (開発行為の必要の有無、かかる時間を確認しているか。)				
実施手続	第4の4の(1)のアの(イ)	耐用年数の期間、十分な利用が見込まれるか。				
	Ⅱ の(エ)	処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設については、当該施設で取扱う農畜産物の仕入・販売等に関する計画が明らかになっているか。また、仕入先、販売先と打合せ等を行っているか。 ※根拠資料等の文章中で、販売予定先等が確認できること				
		受益地は被災12市町村内に限られているか。				
	Ⅱ の(オ)	施設の耐用年数満了年度(収支が安定する年度)までの収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれているか。				
		収支計画に用いた単価、収量等は根拠が明らかになっているか。 また、使用された単価、収量等は地域の実態に合ったものか。				
		今後の施設の更新等も考慮した収支計画となっているか。				
		補助金等の収入がある場合には記載されているか。				

- 記載要領等
- 1 「確認結果」欄について、適合は「○」、不適は「×」、該当無しは「無」と記載すること。

2 「確認概要等」欄には、根拠資料以外で確認した場合の確認方法や確認した上での対応方針などを記載すること。欄に記載しきれない場合は「別添」で整理すること。